



APO-社労士通信

年金定期便について

年金加入記録の確認と年金制度に対する理解を深めることを目的として、厚生労働省からの委託を受け、日本年金機構は毎年1回誕生月（1日生まれは誕生日の前月）に国民年金および厚生年金保険の加入者に「ねんきん定期便」を送付しています。35歳、45歳、59歳時には封書の「ねんきん定期便」が送付され、年金加入記録の確認方法を詳しく記載したパンフレットや、年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合に提出する「年金加入記録 回答票」と「返信用封筒」が同封されています。35歳、45歳、59歳以外の時には、ハガキでの「ねんきん定期便」が送付されます。それぞれの年齢時のお知らせ内容は以下の通りです。

35歳、45歳、59歳以外 →ハガキの「ねんきん定期便」	
50歳未満	これまでの年金加入期間、これまでの加入実績に応じた年金額 (参考) これまでの保険料納付額、最近の月別納付状況
50歳以上	これまでの年金加入期間、老齢年金の年金見込額 ※既に老齢年金を受け取っている場合、年金見込額の記載はありません (参考) これまでの保険料納付額、最近の月別納付状況
35歳、45歳、59歳 →封書の「ねんきん定期便」	
35歳、45歳時	これまでの年金加入期間、これまでの加入実績に応じた年金額 (参考) これまでの保険料納付額、これまでの加入履歴、これまでの厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況 ※厚生年金保険の加入履歴がある場合のみ記載 これまでの国民年金保険料の納付状況 ※国民年金の加入履歴がある場合のみ記載
59歳時	これまでの年金加入期間、老齢年金の年金見込額、※既に老齢年金を受け取っている場合、記載はありません (参考) これまでの保険料納付額、これまでの加入履歴、これまでの厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況 ※厚生年金保険の加入履歴がある場合のみ記載 これまでの国民年金保険料の納付状況 ※国民年金の加入履歴がある場合のみ記載

届け出の住所が現住所と異なっている場合、「ねんきん定期便」が届きませんので、住所変更をした場合は次のいずれかの窓口へ住所変更の届け出が必要となります。

- ・国民年金加入者（国民年金第1号被保険者）→ 市区町村役場の国民年金担当窓口へ
- ・厚生年金保険加入者→ 勤め先の会社などへ
- ・会社員や公務員の被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）→ 配偶者の勤め先の会社などへ

「ねんきん定期便」は将来受給する年金額等に関わる重要な書類ですので、記載されている年金加入記録の内容は十分に確認の上、年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合には、「年金加入記録 回答票」を同封の返信用封筒にて返送するか、最寄りの年金事務所に提出してください。「もれ」や「誤り」がない場合は回答不要です。なお、「ねんきん定期便」は誕生月の2か月前に作成されるため、直近の納付等は反映されない場合があります。

海外に居住中の場合、海外送付専用の「ねんきん定期便お申込みページ」から手続きをすることで海外への送付も可能です。（電話受付はしていません）。また「ねんきんネット」に登録を行うことで、インターネットやスマートフォンでも年金記録の一覧表示と年金記録照会をすることができます。



知っておきたいミニ知識

第84回 短期滞在両親の扶養認定

今回は、外国人の従業員から海外在住の両親が2~3ヶ月日本に滞在することになったので、その間、健康保険の被扶養者にしたい旨の申し出があった場合、事業主としてどのような対応が必要になるかを考えてみましょう。

まず、健康保険法では被扶養者を以下の通り定義しており、被扶養者となるためには、法律で定められた親族の範囲内であること、生計維持関係が認められることの2つが要件になります。

①被保険者の直系尊属、配偶者（事実婚含む）、子（養子を含む）、孫及び弟妹であって、主として被保険者により生計を維持するもの（同一世帯は要件とはされません。）

②被保険者の①以外の3親等内の親族で、被保険者と**同一世帯に属し**、主として被保険者により生計を維持するもの
上記のケースでは、一時的に滞在する両親が被保険者により主として生計を維持するものに該当するかどうか判定のポイントとなりますので、保険者（協会けんぽ/健康保険組合）は被扶養者の収入状況の確認等を行い、生計維持関係について総合的に判断することになります。また、提出を求められる確認資料（被扶養者の収入証明書類、ビザのコピー等）は保険者により異なりますので、あらかじめ必要書類を確認する、外国語で書かれた書類には和訳をつける等が必要です。

※健康保険組合によっては、短期滞在は一時的な状態であるため被扶養者にはなれない等独自の認定基準を設けている場合もありますが、事業主の判断で被保険者の申請を却下せずに、加入する保険者へ確認することをお勧めします。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO-社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 望月伸恵 / 吉本多津子 sic.info@apol.jp
〒162-0824 東京都新宿区塩場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03 (5228) 1820 FAX 03 (5228) 1830

ホームページもご覧下さい。
<http://www.apoutsourcing.jp/>